

【令和8年度事業計画書】

I. 基本方針

税のオピニオンリーダーたる経営者の団体であるとの理念の下、社会への貢献を目指し、税を中心とした事業の一層の活性化を図るとともに適正・効率的な組織運営に努め、法人会活動のさらなる充実に努める。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置くとともに、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に資する事業展開に力を注ぐこととする。

また、法人会活動を一層充実させるため、会員増強や福利厚生制度の推進に積極的に取り組み、組織・財政基盤の強化を図る。

II. 主な事業計画

【公益目的事業】

公1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 改正税法をはじめさまざまな税情報をテーマとした税務研修会を開催する
- (2) 竹田市租税教育推進協議会の賛助会員として管内の小中学生を対象に「租税教室」を開催するほか、本会以外の協議会会員が開催する「租税教室」に税のマンガ本等を無償提供する
- (3) 全法連作成の税に関する小冊子（「税制改正のあらまし」「会社の決算・申告の実務」「役員のための確定申告」等）を無料配布する
- (4) 我が国の税収の増加と将来の社会保障給付費の抑制に貢献することを目標に、法人会ならではの「財政健全化のための健康経営プロジェクト」の推進に取り組む

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 管内の小学6年生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施する
- (2) 「税を考える週間」（11月11日～17日）期間中に税の標語ステッカーを社用車等に貼付し税の啓発活動を行う
- (3) 地域のイベントで児童・生徒を対象とした税金クイズ等の租税教育イベントを実施する
- (4) 会報や全法連の情報誌を無料配布し税法・税務の情報等を発信するとともに、「消費税の期限内納付」や「e-Tax」等最新の申告納税制度の普及推進に努める

3. 税制及び税務に関する提言に関する事業

- (1) 「税制改正要望アンケート」により収集した会員の声を全法連に上申し、その後全法連が取り纏め作成した「税制改正要望提言書」を地元国会議員や自治体に提出し、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な意見を提言する
- (2) 全法連等が主催する「全国大会」「青年の集い」「女性の集い（フォーラム）」に参加し、税制及び税務に関する調査研究と、法人会の目的を達成するためのさまざまな情報・意見の交換を図る

公2 地域企業の健全な発展と地域社会への貢献を目的とする事業

1. 地域企業の健全な発展に資する事業

会員をはじめ広く一般の企業及び市民を対象として、経済・経営・時事問題や環境問題等をテーマとした講演会・研修会・セミナーを開催する

2. 地域社会への貢献を目的とする事業

地域の活性化を目的としたイベントや、交通安全の普及等地域社会の環境改善に資する事業への参加・助成をはじめ、福祉団体等への寄附・寄贈等地域社会との「共生」を目指した活動を展開する

【共 益 事 業】

他1 会員支援のための親睦・交流・福利厚生等に関する事業

1. 親睦・交流事業

交流会等会員の交流・親睦に資する事業を実施し、異業種交流の場として魅力ある組織づくりに努める

2. 福利厚生事業

企業が安定して繁栄するための福利厚生制度（経営者大型保障制度・防災ビジネスガード・がん医療保険制度等）を推進すると共に法人会の財政基盤の強化を図る

3. 会員増強事業

福利厚生制度取扱会社や所管税務署・税理士会・関係団体等と連携を密にしながら加入勧奨と退会の防止に努め組織の強化を図る

【そ の 他】

イ. 「公益法人会計基準」に則った適正な会計処理に努めるとともに、新公益法人制度に対応した「定款・諸規程」に準じた組織運営

ロ. 厳しい財政に対応するため、効率的な予算執行

ハ. 法令に基づく適正な情報開示